

○兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則

平成17年 8月31日

兵庫県規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(共済制度に加入することができない法人)

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）の規定により設立された地方住宅供給公社
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (3) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下「共済基金」という。）が知事の承認を受けて定める公共的団体

(加入又は申出の手続)

第3条 条例第5条第1項の規定による加入の申込み又は同条第2項の規定による申出は、共済基金に加入申込書を提出することその他の共済基金が定める方法により行うものとする。

(被害の認定)

第4条 次に掲げる被害の認定は、自然災害により被害を受けた条例第4条第1項の規定による加入に係る住宅（次条において「対象住宅」という。）、条例第4条第2項の規定による加入に係るマンション又は同条第3項の規定による加入に係る住宅が所在する市町の長が発行する罹災証明書により行うものとする。

- (1) 条例第9条第1項に規定する全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の認定
- (2) 条例第9条第2項に規定する準半壊の認定
- (3) 条例第9条の2第1項に規定する全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の認定
- (4) 条例第9条の2第2項に規定する準半壊の認定
- (5) 条例第9条の3に規定する全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は床上浸水の認定

(対象住宅に代わる住宅の建築又は購入の範囲)

第5条 加入者が自らの居住の用に供していない住宅（以下「賃貸住宅等」という。）である対象住宅が自然災害により被害を受けた場合における条例第9条第1項の表の1又は同条第2項の表の1に規定する対象住宅に代わる住宅は、県の区域内において建築し、又は購入する賃貸住宅等とする。

(共済給付金の一部払等)

第6条 共済基金は、将来において条例第9条第1項の表の1若しくは2、同条第2項の表の1、第9条の2第1項の表、同条第2項の表又は第9条の3の給付の要件に該当することとなることが明らかであると認められるときは、共済給付金を給付することができる。

2 前項の規定により給付することができる条例第9条第1項又は第9条の2第1項の共済給付金の額は、条例第9条第1項の表の1又は第9条の2第1項の表に掲げる額の2分の1の額を限度とする。

(給付を受けることができる期間)

第7条 条例第10条に規定する規則で定める期間は、自然災害が発生した日から起算して5年を経過する日までとする。ただし、当該期間内に給付の申請をすることができないことについて共済基金がやむを得ない理由があると認めるときは、共済基金が別に定める期間とする。

(共済負担金の不還付)

第8条 既に納めた共済負担金は、返還しない。ただし、共済基金がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(共済負担金を充てることのできる共済制度の運営に係る経費)

第9条 条例第13条第1項に規定する規則で定める経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 加入申込書の印刷及び郵送に係る経費

(2 / 2)

- (2) 加入登録に関する電子計算機処理に係る経費
- (3) 加入証の印刷及び郵送に係る経費
- (4) 前3号に定めるもののほか、加入者の負担とすることが適当であると認められる経費で、共済基金が知事の承認を受けて定めるもの

(年次報告)

第10条 条例第19条第1項の規定による年次報告の提出は、毎事業年度経過後3月以内に行わなければならない。

(補則)

第11条 この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月10日規則第63号)

この規則は、平成19年10月10日から施行する。

附 則 (平成21年9月8日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第22号)

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月14日規則第34号)

この規則は、公布の日〔平成22年6月14日〕から施行する。

附 則 (平成26年3月25日規則第6号)

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月6日規則第42号)

この規則は、令和2年10月6日から施行する。

附 則 (令和3年10月6日規則第48号)

この規則は、令和3年10月6日から施行する。